

平成26年11月公表「会社法施行規則等の法務省令改正案」も踏まえた

『改正会社法』が求めるガバナンス体制と実務対応

~コーポレート・ガバナンスの強化に関わる改正項目の留意点、経過措置の読み方、今後の動向など、立案担当者がポイントを解説~

●日 時● 2015年2月19日(木) 13:30~17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』TEL:03-5215-3511

◆開催にあたって

本講座では、平成 27 年 5 月 1 日施行予定の『改正会社法』が、上場会社等の企業統治(コーポレート・ガバナンス) のあり方や、子会社のガバナンス体制に与える影響に焦点をあて、特に実務対応が求められるポイントについて、法務省民事局に出向し、改正会社法の企画・立案に自ら携わった講師が、最新の動向も交えながら分かりやすく解説していきます。

■ブログラム

- I. 上場会社等の企業統治(コーポレート・ガバナンス)への影響と実務対応
 - (1)「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務 ~平成27年3月期の事業報告への記載は必要か
 - (2) 「コーポレートガバナンス・コード」策定の動向 ~「複数名」の「独立取締役」の確保に向けた動きとは
 - (3)「監査等委員会設置会社制度」の創設 ~制度の特徴、移行のメリットは何か
 - (4) 上場会社等における今後のガバナンス体制の選択肢
 - ・監査役会設置会社のまま、複数名の社外(独立)取締役を置くか
 - ・社外(独立)取締役を置かずに、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明するか
 - ・監査等委員会設置会社に移行するか

Ⅱ. 子会社のガバナンス体制への影響と実務対応

- (1) 社外監査役、社外取締役の要件厳格化 ~追加される要件は何か
- (2) 要件厳格化への対応策と留意点 ~監査役会を置いている子会社のガバナンス体制をどう見直すか
 - ・兄弟会社間で監査役を兼任させ、一方を社外監査役とするケース
 - ・親会社から転籍をさせ、子会社の社外監査役とするケース
 - ・子会社の監査役会を廃止するケース
- (3) 過去要件緩和の読み方 ~社外監査役就任前の期間を"過去10年に限定"とは
- (4) 経過措置の読み方 ~改正法施行日が平成27年5月1日であり、3月決算の会社であることを前提に
 - ・施行目時点で社外監査役を置いているが、社外取締役は置いていないケース
 - ・施行日時点で置いている社外監査役の任期が、平成27年6月開催の定時株主総会の終結時に満了するケース
 - ・施行日時点で社外監査役を置いている場合で、平成27年6月開催の定時株主総会で新しい監査役を選任するケース
 - ・施行日時点で社外取締役を置いており、かつ、取締役の任期が1年であるケース (=平成26年6月開催の定時株主総会の終結時に、取締役全員が任期満了となるケース/指名委員会等設置会社等)
 - ・施行日時点で置いている社外監査役の任期が、平成28年6月開催の定時株主総会の終結後も残っているケース
- (5) 責任限定契約に関する見直し
 - ・責任限定契約を締結できる取締役・監査役の範囲の拡大
 - ・具体的に新たに責任限定契約の対象となると想定される役員

*最新の情報・動向に基づき、内容を一部変更させていただく場合がございます。

Ⅲ.会計監査人の独立性確保と実務対応

- (1) 改正の内容と実務への影響 ~株主総会参考書類、事業報告の記載は何が変わるか
- (2) 経過措置の読み方 ~平成27年6月開催の定時株主総会において、どのように対応すべきか

■講 師 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー弁護士 塚本 英巨 氏

【略歴】2003 年 3 月東京大学法学部卒業、2004 年 10 月弁護士登録、2010 年 11 月~2013 年 12 月法務省民事局出向(改正会社法の企画・立案担当)、2013 年 1 月パートナー就任、2014 年 4 月~東京大学法学部非常勤講師。 M&Aに関連する紛争も含む企業間紛争についてのアドバイスや訴訟代理、株主提案・委任状勧誘を含む株主総会対策をはじめとする会社法関連業務を数多く行っている。 M&Aや改正会社法に関する論文も多数。

●受講料●1名〈税込み、資料代込〉

正会員	32,400円	本体価格 30,000 円
- 般	35,640 円	本体価格 33,000 円

- ●申込書を FAX いただくか、企業研究会のホームページ よりお申込ください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- ●お申込後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、 ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願いいたします。
- ●最少催行人数に満たない場合、中止とさせていただく こともありますので、ご了承ください。

一般社団法人企業研究会

担当:上島 E-mail kamijima@bri.or.jp 〒102-0083 千代田区麹町 5-7-2 麹町 31MT ビル 2F TEL 03-5215-3516 FAX 03-5215-0951

企業研究会 セミナー事務局前 FAX 03-5215-0951

止未则	ルム		7777076	1 ///	00	0210 0001		
1417	774-0	301(※)				2015.02.19		
申込書	書『改正会社法』が求めるガバナンス体制と実務対応							
会社名	フリガナ	+						
住 所	₹							
TEL			F.A	X				
ご氏名	フリガナ	+		属職				
Eメール								